

発行:クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com

トピックス 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し④

平成29年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分以後の所得税から適用されることになっています。

今回は、この見直しに伴う、「各種申告書等の様式変更等」を紹介します。



各種申告書等の様式変更等

平成30年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、年末調整において配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出することとされます。また、他の申告書等についても、記載事項の変更等が行われることになっています。次の表をご覧ください。

改正前	改正後	
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	記載事項の変更等 ★その年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出
従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書	従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書	記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書	・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時までに提出
	給与所得者の配偶者控除等申告書	・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定 ・「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時までに提出
給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	記載事項の変更等 ※給与等の支払者が作成



注) 税務署でも、平成30年分以降、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式(上図の太枠部分)を配布することとされています。

今年の年末調整(平成29年分の給与等に関する年末調整)においては、改正前の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」を使いますのでご注意ください。改正後の書類の中で、企業において最初に使うことになるのは、一般的には「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」ということになります。



労働関係指標

労働関係指標(全国 2017年8月)

完全失業率	月の完全失業率(季節調整値) 2.8% (前月と同率)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.52倍 (前月と同ポイント)
就業者数 (季節調整値)	6,565万人 (前月差+20万人)	定期給与	現金給与総額(現数値) 274,490円 (前年同月比+0.9%)

労働関係指標(広島県 2017年8月)

完全失業率※	2017年7月~9月平均 2018年1月号にて掲載予定	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.85倍 (前月差+0.05ポイント)
就業者数※ (季節調整値)		定期給与	現金給与総額(現数値) 270,744円 (前年同月比-0.2%)

※ 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。

季節調整値: 前月からの変化を適切にとらえるため、季節変動の影響を除いた数値(原数値から季節変動を除去した結果数値)

定期給与: あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

現金給与総額: 「決まって支給する給与(定期給与)」と「特別に支払われた給与(特別給与)」の合計額



THE 労務の疑問 Vol.5

Q. 労働条件はどんなことを明示すべきですか？

A. 賃金、労働時間等、厚生労働省令で定められている労働条件を明示してください。

労働契約の締結に際し、使用者は労働条件を労働者に明示しなければなりません。

労働条件の明示すべき事項には、必ず明示しなければならない絶対的明示事項と、定めがある場合には明示しなければならない相対的明示事項があります。

絶対的明示事項は以下の6項目です(※①から⑤については必ず書面の交付によって明示しなければなりません)。

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ③ 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ④ 賃金(退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与等を除く)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締め切り及び支払の時期に関する事項
- ⑤ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)
- ⑥ 昇給に関する事項

もし明示された労働条件が実際と異なっていた場合には、労働者は即時に労働契約を解除することができます。また、就業のために転居した労働者については、契約解除の日から14日以内に帰郷する場合において、使用者は帰郷に必要な旅費を負担しなければなりません。労働契約を締結する際には、くれぐれもご注意ください。



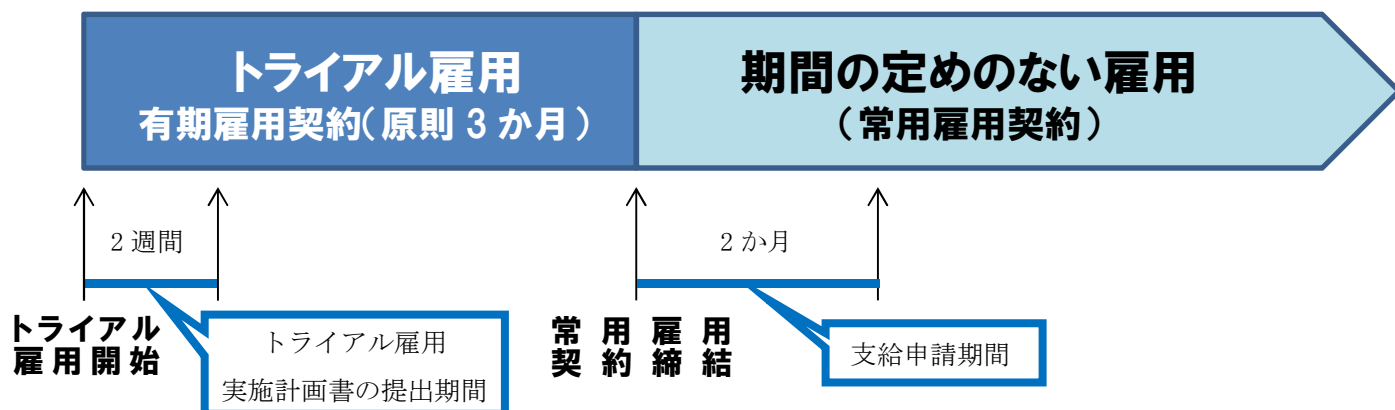


トライアル雇用助成金

トライアル雇用により雇い入れた従業員 1 人につき **12 万円**（月額 4 万円×最長 3 ヶ月）支給されます。
 ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、及び若年雇用促進法に基づく認定事業主が 35 歳未満の対象者に対し
 トライアル雇用を実施する場合、1 人当たり月額 5 万円（最長 3 か月間）となります。

鳥の目で見る

助成金支給までのカンタンな流れ



※トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わります。

虫の目・魚の目で見る

トライアル雇用助成金は、原則としてハローワークのトライアル雇用（最長 3 か月間の有期雇用）求人により紹介された「トライアル雇用」の対象者を採用した場合に利用できます。

「トライアル雇用」の対象者とは、

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後 3 年以内で、卒業後、安定した職業についていない
- ③ 紹介日の前日から過去 2 年以内に、2 回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が 1 年を超えている
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業についていない期間が 1 年を超えている
- ⑥ 就職の援助行うに当たって、特別な配慮を要する

助成金の利用を検討される場合は、是非、当事務所にご相談ください。

トビのマーク 平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況

平成 29 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 25 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。



平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 28 年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 28 年度	発効年月日
北海道	810 円 (786 円)	10 月 1 日	滋 賀	813 円 (788 円)	10 月 5 日
青 森	738 円 (716 円)	10 月 6 日	京 都	856 円 (831 円)	10 月 1 日
岩 手	738 円 (716 円)	10 月 1 日	大 阪	909 円 (883 円)	9 月 30 日
宮 城	772 円 (748 円)	10 月 1 日	兵 庫	844 円 (819 円)	10 月 1 日
秋 田	738 円 (716 円)	10 月 1 日	奈 良	786 円 (762 円)	10 月 1 日
山 形	739 円 (717 円)	10 月 6 日	和歌山	777 円 (753 円)	10 月 1 日
福 島	748 円 (726 円)	10 月 1 日	鳥 取	738 円 (715 円)	10 月 6 日
茨 城	796 円 (771 円)	10 月 1 日	島 根	740 円 (718 円)	10 月 1 日
栃 木	800 円 (775 円)	10 月 1 日	岡 山	781 円 (757 円)	10 月 1 日
群 馬	783 円 (759 円)	10 月 7 日	広 島	818 円 (793 円)	10 月 1 日
埼 玉	871 円 (845 円)	10 月 1 日	山 口	777 円 (753 円)	10 月 1 日
千 葉	868 円 (842 円)	10 月 1 日	徳 島	740 円 (716 円)	10 月 5 日
東 京	958 円 (932 円)	10 月 1 日	香 川	766 円 (742 円)	10 月 1 日
神奈川	956 円 (930 円)	10 月 1 日	愛 媛	739 円 (717 円)	10 月 1 日
新 潟	778 円 (753 円)	10 月 1 日	高 知	737 円 (715 円)	10 月 13 日
富 山	795 円 (770 円)	10 月 1 日	福 岡	789 円 (765 円)	10 月 1 日
石 川	781 円 (757 円)	10 月 1 日	佐 賀	737 円 (715 円)	10 月 6 日
福 井	778 円 (754 円)	10 月 1 日	長 崎	737 円 (715 円)	10 月 6 日
山 梨	784 円 (759 円)	10 月 14 日	熊 本	737 円 (715 円)	10 月 1 日
長 野	795 円 (770 円)	10 月 1 日	大 分	737 円 (715 円)	10 月 1 日
岐 阜	800 円 (776 円)	10 月 1 日	宮 崎	737 円 (714 円)	10 月 6 日
静 岡	832 円 (807 円)	10 月 4 日	鹿 児 島	737 円 (775 円)	10 月 1 日
愛 知	871 円 (845 円)	10 月 1 日	沖 縄	737 円 (714 円)	10 月 1 日
三 重	820 円 (795 円)	10 月 1 日			
全国加重平均額				848 円	(823 円)

最低賃金改定への対応はお済みでしょうか。10 月 1 日より広島県の最低賃金は 818 円となりました。10 月 1 日分の給与から効力が発生していますので、変更がまだの方はご注意ください。

お仕事 カレンダー 11 月



- | | |
|-------|---|
| 11/10 | <ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ●10 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 11/15 | <ul style="list-style-type: none"> ●所得税予定納税額の減税申請 |
| 11/30 | <ul style="list-style-type: none"> ●10 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●所得税の予定納税額の支払 ●個人事業税の納付(納付対象:第2期分) ●9 月決算法人の確定申告・翌年 3 月決算法人の中間申告 ●12 月・翌年 3 月・6 月決算法人の消費税の中間申告 |